地域密着型通所介護

レコードブック立川一番町運営規程

　(事業の目的)

1. ハミングバード株式会社（以下「事業者」という。）が運営するレコードブック立川一番町（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき指定地域密着型通所介護従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とする。

　（運営の方針）

1. 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその

居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

２．事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

　（事業所の名称等）

1. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
2. 名　称　レコードブック立川一番町
3. 所在地　東京都立川市一番町3丁目17番11号

　（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　本事業所に勤務する通所介護従事者の員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者　　　　　 1名

管理者は、業務の管理及び従業者等の管理を一元的に行う。

1. 生活相談員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で1名以上  
   生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため、利用者、家族に対し適切な相談・援助、関係機関との連絡調整を行う。また、指定地域密着型通所介護等の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画の作成等を行う。
2. 介護職員　　　　　２名以上

介護職員は、利用者の介助及び援助を行う。

1. 看護師　　　　　　1名以上  
   看護師は利用者のバイタルチェック等の健康管理を行う。
2. 機能訓練指導員　　1名以上

機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日、営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　　１．営業日　月曜日から金曜日の毎日（祝日も含む。但し、12月30日から1月3日までを除く）

　　２．営業時間　　 8：30から17：30までとする。  
 ３．サービス提供時間 1単位目：9：00から12：15までの中で３時間以上とする。

　　　　　　　　　　　　　 2単位目：13：45から17：00までの中で３時間以上とする。

　（利用定員）

第６条　事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

１．1単位目： 18名

２．2単位目： 18名

　（指定地域密着型通所介護の提供方法、内容）

第７条　指定地域密着型通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用

できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が必要とするサービスを提供する。

　　１．身体介護に関すること

　　　　日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護

２．機能訓練に関すること

　　　　体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための

　 　　訓練を行う。

　　３．口腔ケアに関すること

　　　　口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供

　　　　を行う。

４．送迎に関すること

　　　　送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗

し必要な介護を行う。

５．相談・助言に関すること

　　　　利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

　（指定居宅介護支援事業者との連携等）

第８条　指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催

するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

２．利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

1. 指定地域密着型通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

　（地域密着型通所介護計画の作成等）

第９条　指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれて

いる状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、地域密着型通所介護計画を作成する。また、

すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった指定地域密着型通所介護計

画を作成する。

２．指定地域密着型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を

説明し、同意を得る。

３．利用者に対し、指定地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続

的なサービスの管理、評価を行う。

　（指定地域密着型通所介護の提供記録の記載）

第１０条　通所介護従事者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日、提供時間、サービス内容、その他必要な事項を記録する。また当該指定地域密着型通所介護について、介護保険法第42条の2第6項の規定により、利用者にかわって支払を受ける保険給付の額、その他必要な事項を利用者の地域密着型通所介護計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

　（指定地域密着型通所介護の利用料等及び支払いの方法）

1. 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、別紙の料金表によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスである時は、自己負担割合に応じた額とする。
2. 第１２条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、飲食代にかかる諸経費については、別紙の料金表に掲げる費用を徴収する。
3. 第１項及び第２項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
4. 指定地域密着型通所介護の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により利用料を納入することとする。

　（通常の事業の実施地域）

第１２条　通常の事業の実施地域は、立川市、武蔵村山市、昭島市とする（一部除外エリアあり）。

　（契約書の作成）

第１３条　指定地域密着型通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第１４条　通所介護従事者等は、指定地域密着型通所介護を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２．指定地域密着型通所介護を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

　（非常災害対策）

第１５条　指定地域密着型通所介護事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

　　　　　　防火責任者　　　管理者

　　　　　　防災訓練　　　　年1回

　　　　　　避難訓練　　　　年1回

　　　　　　通報訓練　　　　年1回

　（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第１６条　指定地域密着型通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

２．通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第１７条　利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者は申し出てサービスを中止することとする。

　　　２．金品・貴重品は事業所への持ち込みを禁止とする。万が一持ち込んで紛失、破損等した場合でも事業所・事業者は責任は負わないこととする。また、飲食物や嗜好品についても同様に禁止とする。

　（相談・苦情対応）

第１８条　管理者は、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。また苦情処理について、苦情内容等を記録し、その完結の日から5年間保存する。

　（事故発生時の対応）

第１９条　事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに該当市役所、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２．事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

３．事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

４．事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

　　（地域との連携等）

第２０条　サービス提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

　　　２　前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（その他運営についての留意事項）

第２１条　従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後2か月以内

二　継続研修　　年2回以上

２．事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、通所介護従事者が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、雇用時に【退職後における個人情報保護に関する誓約書】を取り交わす。

３．事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

４．この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ハミングバード株式会社とレコードブック立川一番町の管理者との協議に基づき定めるものとする。

第２２条　（虐待防止に関する事）

１．事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

（２）虐待防止のための指針を整備します。

（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

２．事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

　　附　則

この規程は、　　令和６年　６月　１日から施行する。

　運　営　規　程　（　別　紙　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 10割 | | 1割負担額 | | 2割負担額 | | 3割負担額 | | 算定単位 |
| 要介護1 | 409 | 4,310 | 円 | 431 | 円 | 862 | 円 | 1,293 | 円 | 1回につき |
| 要介護2 | 469 | 4,943 | 円 | 495 | 円 | 989 | 円 | 1,483 | 円 |
| 要介護3 | 530 | 5,586 | 円 | 559 | 円 | 1,118 | 円 | 1,676 | 円 |
| 要介護4 | 589 | 6,208 | 円 | 621 | 円 | 1,242 | 円 | 1,863 | 円 |
| 要介護5 | 651 | 6,861 | 円 | 687 | 円 | 1,373 | 円 | 2,059 | 円 |
| 算定項目 | 単位 | 10割 | | 1割負担額 | | 2割負担額 | | 3割負担額 | | 算定単位 |
| 個別機能訓練体制加算Ⅱ | 56 | 590 | 円 | 59 | 円 | 118 | 円 | 177 | 円 | 1日につき |
| 口腔機能向上加算 | 150 | 1,581 | 円 | 159 | 円 | 317 | 円 | 475 | 円 | 月2回限度 |
| 送迎減算 | -47 | -495 | 円 | -50 | 円 | -99 | 円 | -149 | 円 | 片道につき |
| 介護職員処遇改善加算Ⅱ | 毎月算定単位の4.3％ | | | | | | | | | 1月につき |
| 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ | 毎月算定単位の1.0％ | | | | | | | | | 1月につき |
|  | | | | | | | | | |  |
| 利用者負担金 | 法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。 | | | | | | | | | |
| **介護保険給付対象外サービスの利用料** | | | | | | | | | | |
| お菓子・飲み物代 | 希望に応じご利用1回ごとに1５0円（税込）※お水のみのご利用は無料です。 | | | | | | | | | |
| 通常の実施地域を超える交通費 | 事業所から通常の実施地域を越えて１ｋｍにつき/10円 | | | | | | | | | |